

令和 7 年度

地域整備方向検討調査

岩木川左岸二期地域廻堰大溜池施設整備計画検討その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1－1 条

地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域廻堰大溜池施設整備計画検討その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「設計共通仕様書」という。)及び「測量業務共通仕様書」(以下、「測量共通仕様書」という)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条

本業務は、岩木川左岸二期地域廻堰大溜池の施設整備計画の検討及び完了地区技術課題検討委員会の資料作成を行うものである。

(場 所)

第 1－3 条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰地内で、別添 位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第 1－4 条

本業務の概要は下記のとおりである。

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 施設整備計画の検討 | 1 式 |
| (2) 完了地区技術課題検討委員会資料の作成 (施設整備計画の検討結果) | 1 式 |

(土地への立入り等)

第 1－5 条

作業実施のための土地への立入り等は、設計共通仕様書第 1－16 条及び測量共通仕様書第 16 条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第 1－6 条

業務請負契約書、設計共通仕様書及び測量共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条

管理技術者は、設計共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－8 条

- (1) 照査技術者は、設計共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 設計共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 施設整備計画の検討資料作成時
- 3) 完了地区技術課題検討委員会資料作成時
- 4) 成果品取りまとめ時
- 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－9 条

担当技術者は、設計共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－10 条

設計共通仕様書第 1－11 条、測量共通仕様書第 11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1－12 条、測量共通仕様書 8 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

とする。

(保険加入)

第 1－11 条

受注者は、設計共通仕様書第 1－37 条及び測量共通仕様書 38 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省農村振興局	平成 31 年 3 月
2	国営造成農業用ダム耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	平成 24 年 3 月
3	土地改良事業設計指針「ため池整備」	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月

なお、期間中に改訂等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

(作業条件)

第 2－2 条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設)

第 2－3 条

本業務の対象となる施設は、次のとおりである。

廻堰大溜池諸元等

満水面積 2.8km² 流域面積 14.6km²

堤頂長 4.2km

堤高 約 7.7m 堤頂幅 4.5m

有効貯水量 11,000 千m³

水深 5.8m

取水塔 3 基

受益面積 8,680ha (令和 4 年 3 月時点)

(参考図書)

第 2－4 条

本業務の参考にする図書は、設計共通仕様書第 2－1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル (ダム編)	(一社) 農業土木 機械化協会	平成 7 年 1 月

(貸与資料等)

第 2－5 条

貸与資料は、次のとおりである。

1. 業務報告書関係	
令和元年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能照査検討その他業務
令和 2 年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区機能保全計画策定業務 報告書
令和 2 年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能その他調査業務
令和 3 年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和 4 年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池地質総合解析その他業務
令和 5 年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和 5 年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務
2. 事業誌	
昭和 56 年	国営西津軽農業水利事業 事業誌
平成 26 年	国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌
3. 図面	
	廻堰大溜池施設管理図（図面目録含む）
4. その他	
	第 1 回～第 5 回 完了地区技術課題検討委員会（廻堰大溜池）議 事概要

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－6 条

第 2－4 条、第 2－5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第 2－7 条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

業務名（予定）	業務実施（予定）期間
令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務	令和7年4月～令和8年3月
令和7年度 地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域営農計画概定その他業務	令和7年5月～令和8年3月

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙－1「作業項目内訳表」で示すとおりである。

- | | |
|------------------------------------|----|
| （1）準備作業 | 1式 |
| （2）施設整備計画の検討 | 1式 |
| （3）完了地区技術課題検討委員会資料の作成（施設整備計画の検討結果） | 1式 |
| （4）点検取りまとめ | 1式 |
| （5）照査 | 1式 |
| （6）水準測量 | 1式 |
| （7）路線測量 | 1式 |
| （8）現地測量 | 1式 |

（作業の留意点）

第3－2条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （2）第2－4条、第2－5条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （3）施設整備計画の検討結果の報告等を行う、学識経験者及び専門家からなる完了地区技術課題検討委員会は、令和8年2月下旬の開催（開催地：仙台市）を予定しており、委員会の約2週間前に幹事会を開催（開催地：仙台市）することとしている。委員会及び幹事会資料の作成は、監督職員と提出期限を確認のうえ実施するものとする。
- （4）完了地区技術課題検討委員会及び幹事会開催に係る費用は、発注者が負担することとしているが、受注者はこれに係る資料の作成、会議への出席をしなければならない。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4－1条

設計共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（施設整備計画の検討資料作成時）

第3回 中間打合せ（完了地区技術課題検討委員会資料作成時）
最終回 報告書原稿作成段階

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条

成果物を設計共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部
- （2）成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

このほか、要約版（市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。

（成果物の提出先）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149- 2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第2－2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- （2）第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- （3）第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （4）第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （5）履行期間の変更が生じた場合。
- （6）関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- （7）有識者等からの助言等により変更の必要が生じた場合。
- （8）検討委員会の開催場所、開催回数、開催費用の負担方法に変更の必要が生じた場合。
- （9）その他

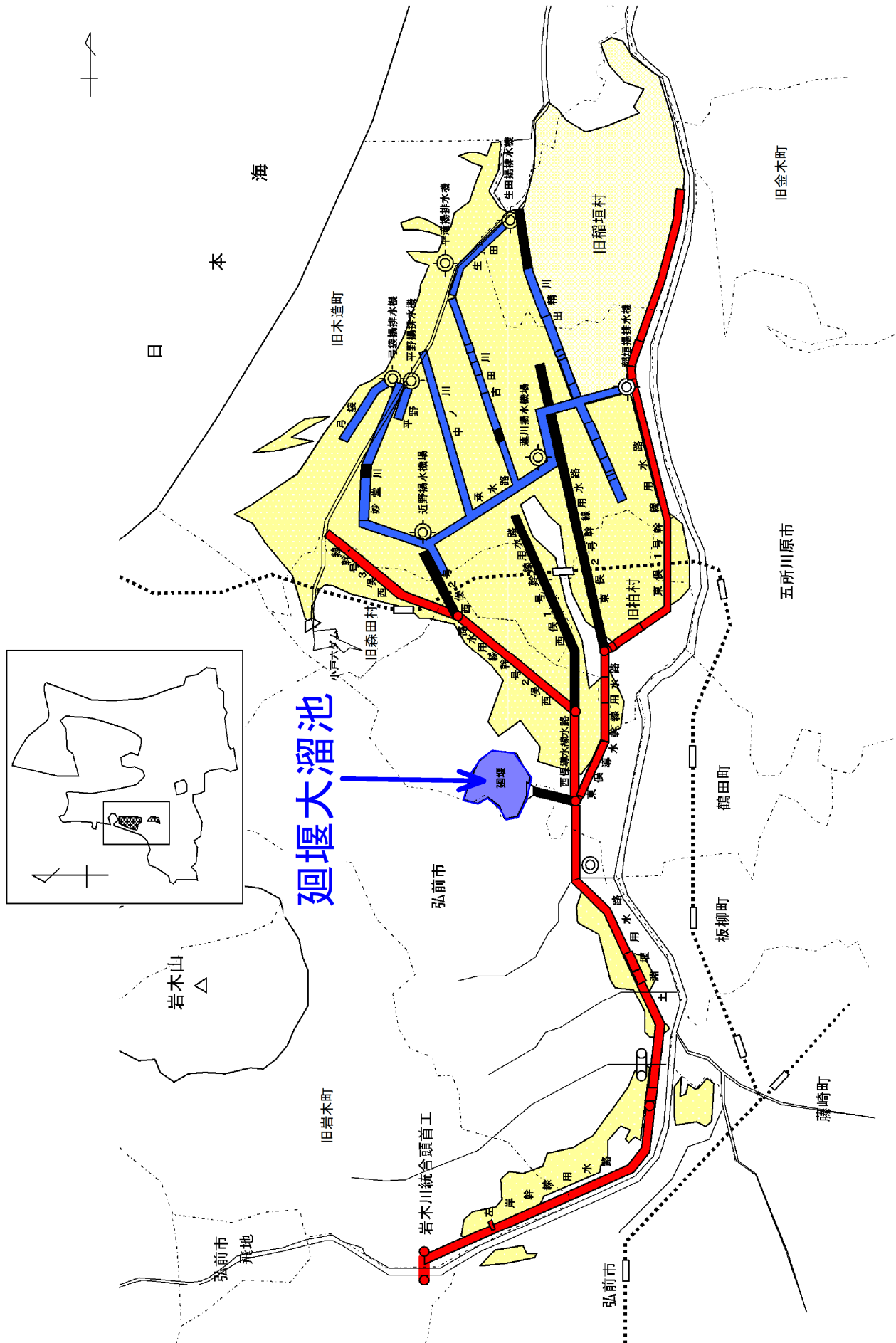
第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 位置図



別紙－１「作業項目内訳表」

設計業務

作業項目	作業内容	作業 実施欄
I 準備作業		
1-1 計画準備・資料の検討	貸与資料について把握し、作業計画を立案する。	○
1-2 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
II 施設整備計画の検討		
2-1 施設整備計画（案）の概定	貸与資料をもとに堤体耐震対策工、旧樋管撤去復旧工（８箇所）、第１取水塔、第２取水塔改修工及び通常洪水吐、異常用洪水吐改修工の施設整備計画（案）を概定する。	○
2-2 標準図の作成	施設整備計画（案）に係る標準図を作成する。	○
2-3 施工計画、仮設計画の検討	概定した施設整備計画（案）を実施するための施工計画の検討、工程計画を立案する。また、仮締切、仮設道路等の標準図を作成する。	○
2-4 概略数量の算出	施設整備計画（案）に係る概略数量の算出を行う。	○
2-5 工事概算額の検討	概定した施設整備計画（案）での工事概算額の算定を積み上げにより行う。	○
III 完了地区技術課題検討委員会資料の作成（施設整備計画の検討結果）	本業務の検討結果についてとりまとめ委員会資料の作成を行う（委員会は令和８年２月に１回開催予定）。	○
IV 点検取りまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○
V 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○

別紙－ 1 作業項目内訳

測量業務

作業項目	規格・寸法	単位	数量	備考
I 水準測量	3級水準 道路外、平地・耕地	k m	2.92	
II 路線測量				
作業計画		業務	1	
現地踏査	平地・耕地 交通量1,000台未満／12時間	k m	2.92	
中心線測量	平地・耕地 交通量1,000台未満／12時間 測点間隔50m 単曲線数0	k m	2.92	
縦断測量	平地・耕地 交通量1,000台未満／12時間	k m	2.92	
横断測量	平地・耕地 交通量1,000台未満／12時間 測点間隔50m 幅75m 単曲線数0	k m	2.92	
III 現地測量				
作業計画	平地・耕地 S=1/500	式	1	
現地測量	平地・耕地 S=1/500 2.92km×45m、A=13.2ha	式	1	